

消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第51回）  
令和4年改正電気通信事業法施行規則への対応状況に関するヒアリング  
追加質問事項

<質問>

経過措置及び廃止に関するH社およびJ社の御回答（H社：18枚目では「影響が小さいと考える。」、また、J社：19枚目では「必要なし」）の具体的な理由をお伺いすることは可能でしょうか。

（西村構成員）

（一般社団法人テレコムサービス協会（FVNO委員会） 回答）

● H社回答

当社は光コラボ回線含めたネットワークサービスにおいて最低利用期間（1ヶ月）を定めており、最低利用期間以内に解約となった場合、当期間の残余分のネットワークサービスの月額料金の日割り分を支払っていただくこととなっております。

そのため、「改正後省令に不適合な既往契約及び既往契約の範囲内での変更契約等」も「無し」という状況です。

そのため「当分の間」を廃止しても、当社として影響は小さいと回答。

● J社回答

当社が提供する一般消費者向けの光回線サービスにおいて、違約金の設定は「契約開始後2年または3年以内に解約した場合」のみでありましたが、当社は2019年9月以降、新規申込受付を行っておりませんので、すべての既往契約は、すでに違約金が適用されないからです。

以上